

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する用途状況

平成26年及び令和元年にそれぞれ消費税率（国・地方）が引き上げられ、この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。西原村の令和3年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） . . . 86,574千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 . . . 1,395,497千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		令和3年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費税交付金	
社会福祉	高齢者福祉費 障害者福祉費 児童福祉費 等	915,652	566,011	26,809	43,549	279,283
社会保険	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 等	284,877	57,890	0	30,620	196,367
保健衛生	保健衛生 健康増進 等	194,968	80,405	22,603	12,405	79,555
		1,395,497	704,306	49,412	86,574	555,205

※ 決算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 事務人件費は、決算額から除外しています。